



熊本県公報

第 1 2 3 2 3 号

平成 26 年 6 月 10 日 (火)

(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 道路の区域変更・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（道路保全課） 1
- 指定居宅サービス事業者の指定・・・・・・・・・・・・（高齢者支援課） 1
- 指定介護予防サービス事業者の指定・・・・・・・・（ 〃 ） 2
- 道路の区域変更・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（道路保全課） 2
- 道路の区域変更・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（ 〃 ） 2
- 指定居宅サービス事業者の指定・・・・・・・・・・・・（高齢者支援課） 2
- 指定介護予防サービス事業者の指定・・・・・・・・（ 〃 ） 3
- 道路の区域変更・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（道路保全課） 3

公 告

- 緑川水系潤川河川整備計画の策定・・・・・・・・・・・・（河川課） 3
- 御所浦地区特定漁港漁場整備事業計画の変更・・・・（漁港漁場整備課） 3
- 基本測量の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（監理課） 3
- 土地改良区定款変更認可・・・・・・・・・・・・・・（農村計画課） 4
- 土地改良区役員の退任及び就任・・・・・・・・・・・・（ 〃 ） 4
- 土地改良区役員の退任及び就任・・・・・・・・・・・・（ 〃 ） 4

告 示

熊本県告示第 590 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 26 年 6 月 10 日から 60 日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 26 年 6 月 10 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要地方道	大牟田植木線	山鹿市鹿央町仁王堂字駄ノ原 1505番2地先から 山鹿市鹿央町仁王堂字松山 1349番1地先まで	前	9.5 ～ 19.7	162.5	防災工 事
			後	11.8 ～ 52.7		

2 区域を変更する期日 平成 26 年 6 月 10 日

熊本県告示第 591 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第 78 条の規定により公示する。

平成 26 年 6 月 10 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
合同会社いっぷうかん	デイサービスほほえみ	八代市井揚町字 参番割 3091 番 2	平成 26 年 6 月 2 日	通所介護

熊本県告示第592号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。

平成26年6月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
合同会社いっふうかん	デイサービスほほえみ	八代市井揚町字参番割3091番2	平成26年6月2日	介護予防通所介護

熊本県告示第593号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成26年6月10日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成26年6月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	上漆田東間下線	人吉市下漆田町字西前田 2992番地先から 人吉市東漆田町字鶴田 2332番1地先まで	前	4.5 ～ 28.4	560.0 560.0	道路拡幅による変更
			後	9.1 ～ 32.9		

2 区域を変更する期日 平成26年6月10日

熊本県告示第594号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成26年6月10日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成26年6月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要地方道	熊本菊鹿線	菊池市七城町高島字島の前 576番3地先から 菊池市七城町高島字島の上 472番2地先まで	前	29.0 ～ 49.5	33.8 33.8	付替道路
			後	29.0 ～ 64.6		

2 区域を変更する期日 平成26年6月10日

熊本県告示第595号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

平成26年6月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社ふく寿	訪問介護事業所 まりん	八代市港町3-2	平成26年6月2日	訪問介護

熊本県告示第596号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。

平成26年6月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社ふく寿	訪問介護事業所 まりん	八代市港町3-2	平成26年 6月2日	介護予防訪問 介護

熊本県告示第597号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成26年6月10日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成26年6月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要地方道	宇土不知 火線	宇土市網津町字堀迫 6061番2地先から 同所 6066番1地先まで	前	4.3 ～ 6.1	60,7	歩道新 設
			後	7.0 ～ 9.0		

2 区域を変更する期日 平成26年6月10日

公 告

熊本県公告第305号

一級河川緑川水系潤川に係る河川整備計画を定めたので、河川法（昭和39年法律第167号）第16条の2第6項の規定により公表する。

なお、公表は当該河川整備計画を縦覧に供することにより行うものとし、縦覧の場所及び縦覧を開始する日は、次のとおりとする。

平成26年6月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 縦覧場所

熊本県土木部河川港湾局河川課、熊本県県央広域本部土木部技術管理課及び熊本県県央広域本部宇城地域振興局土木部工務課

2 縦覧を開始する日

平成26年6月10日

熊本県公告第306号

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第17条第10項の規定により熊本県農林水産部水産局漁港漁場整備課において御所浦地区特定漁港漁場整備事業計画の変更を公表する。

平成26年6月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県公告第307号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公告する。

平成26年6月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
---------	---------	---------

基本測量「国土広域情報」修正測量	平成26年6月1日から 平成27年3月31日まで	熊本県全域
------------------	-----------------------------	-------

熊本県公告第308号

熊本市に事務所を置く高砂土地改良区理事長藤本元久から平成26年5月15日付けで申請のあった定款の変更については、平成26年6月2日付けで認可したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第3項の規定により公告する。

平成26年6月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県公告第309号

八代市に事務所を置く水島土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により公告する。

平成26年6月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

役職名	氏 名	住 所
退任		
理事	千代永 義光	八代市水島町2201番地16
理事	満田 豊	八代市水島町2145番地
理事	小橋 正治	八代市水島町2554番地22
理事	小松 利也	八代市水島町2526番地
理事	山田 堅司	八代市水島町2126番地
理事	松村 眞一	八代市水島町2532番地2
理事	橋本 憲明	八代市水島町2971番地
監事	山本 輝尚	八代市鼠蔵町2556番地
監事	鶴田 万亀男	八代市水島町2938番地2
監事	鶴山 栄嗣	八代市水島町2470番地1
就任		
理事	千代永 義光	八代市水島町2201番地16
理事	満田 豊	八代市水島町2145番地
理事	小橋 正治	八代市水島町2554番地22
理事	鶴山 正行	八代市水島町2918番地1
理事	橋本 典幸	八代市水島町2633番地26
理事	池田 毅	八代市水島町2189番地
理事	早野 敬行	八代市水島町30番地1
監事	古川 照也	八代市水島町50番地
監事	松村 吉昭	八代市鼠蔵町2533番地
監事	中村 邦昭	八代市水島町2133番地

熊本県公告第310号

八代市に事務所を置く八代平野土地改良区連合の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により公告する。

平成26年6月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

役職名	氏 名	住 所
退任		
理事	坂田 孝志	八代市千丁町太牟田1300番地3
理事	藤本 一臣	八代郡氷川町高塚935番地
理事	黒田 清志	八代市鏡町宝出587番地
理事	高本 健治	八代市井上町241番地2
理事	萩本 厚生	八代市井揚町3050番地
理事	立石 修治	八代市郡築10番町57番地2

理事	田添 秀行	八代市鏡町上鏡203番地
理事	満永 芳雄	八代市鏡町北新地315番地
理事	米 昭雄	八代市鏡町貝洲710番地
理事	園田 悟	八代市高下東町148番地
理事	清田 漸	八代市植柳下町3113番地3
理事	小林 幸生	八代市催合町841番地1
理事	千代永 義光	八代市水島町2201番地16
理事	久保 賢二	八代市日奈久山下町1935番地4
監事	家田 富造	八代市郡築8番町24番地2
監事	宮田 学	八代市千丁町新牟田135番地
監事	白石 節夫	八代市日奈久新田町3591番地
就任		
理事	坂田 孝志	八代市千丁町太牟田1300番地3
理事	藤本 一臣	八代郡氷川町高塚935番地
理事	萩本 厚生	八代市井揚町3050番地
理事	田崎 光則	八代市郡築3番町136番地2
理事	松浦 進一	八代市千丁町吉王丸359番地1
理事	稲津 秀憲	八代市鏡町内田172番地
理事	満永 芳雄	八代市鏡町北新地315番地
理事	岩村 和明	八代市昭和同仁町398番地
理事	田副 秀行	八代市鏡町両出165番地4
理事	園田 悟	八代市高下東町148番地
理事	小林 幸生	八代市催合町841番地1
理事	千代永 義光	八代市水島町2201番地16
理事	清田 漸	八代市植柳下町3113番地3
理事	内藤 敏	八代市催合町92番地1
理事	久保 賢二	八代市日奈久山下町1935番地4
監事	谷崎 光義	八代市大村町760番地1
監事	小林 武	八代市鏡町貝洲1074番地
監事	白石 節夫	八代市日奈久新田町3591番地